

令和3年第11回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和3年11月29日(月)
招集の場所	日進市役所南庁舎2階 第5会議室
開 会	令和3年11月29日(月) 14時55分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 10人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	7番 山本 裕子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 増田 成美

付議事項	議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第2号	農業振興地域整備計画の変更について
	専決第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	専決第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	専決第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
専決第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
	その他	生産緑地のあっせん願いについて

開会	<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局 会長 事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第11回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第11回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に4番の牧 正行 委員と、5番の伊藤 修 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>21番から25番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>21番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、東小学校から東に約140メートルの位置に所在し、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は10筆合計で5,267㎡です。</p> <p>申請者は、昭和46年に設立し、豊田市及び日進市を拠点として粘土の採掘生産及び販売業を行っています。</p> <p>現在、粘土採掘場がなく申請地周辺で交渉をしていたところ交渉が成立せず、今回申請地の土地所有者の同意が得られたため、申請に至りました。</p> <p>申請地は農地であるため、一時的に粘土採掘場として利用し、工事終了後農地として利用できる状態に復元します。</p> <p>排水については、沈砂池調整池を申請地南側に1か所、沈砂池を申請地北側に1か所設置し申請地北側の既設水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、22番の案件について、説明します。</p> <p>申請地は、日進東中学校から西に約90メートルの位置に所在し、現況は畑で、野菜を栽培しており、面積は205㎡です。</p> <p>申請者は現在みよし市にて家族3人で暮らしており、みよし市の現在の住まいは自己所有ですが、売却しました。</p> <p>結婚後、家族が増え現在の住まいでは手狭であること、将来の家族計画や体調の悪い母や祖父母のことを考え、実家の近くで分家住宅を建築する計画を立てたものになります。</p> <p>申請者には自己所有地はなく、条件に合う土地が見つからなかったため、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p>
----	---	--

	<p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の既設道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、23番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、相野山小学校から北西に約160メートルの位置に所在し、現況は畑で野菜を栽培しており、面積は973㎡です。</p> <p>申請者は昭和61年に設立し、造園土木業を行っており、現在社員25名程を雇用していますが、駐車場は月極駐車場4台を含む10台分です。</p> <p>近隣に公共交通機関がなく、駐車場不足により取引先は敷地近辺に路上駐車している状況です。</p> <p>また、現在の資材置場は休日や夜間の現場作業がないときは工事車両を保管しているため、資材置場も不足しています。</p> <p>会社の近くで農地以外の土地を選定しましたが見つからず、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、雨水は北側の最終樹に集水し、北側の既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、24番の案件について説明します。</p> <p>申請地は米野木駅から北西に約600メートルの位置に所在し、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は723㎡です。</p> <p>申請者は、平成17年に設立し、建設事業を行っています。</p> <p>現在本郷町の土地を資材置場及び駐車場として利用していますが、会社の経営が順調で現在の資材置場兼駐車場が手狭になっており、作業効率が悪くなっているのが現状です。</p> <p>申請地は、事業所より約2キロメートルの位置にありますが、代表取締役の居宅より約300メートルの位置に所在し、管理を行いやすい位置にあり、他に適地はなく、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、申請地を砕石敷にし、雨水は北側の集水樹に集水し、申請地西側の既設側溝に放流するため周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて、25番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進東小学校から北西に約440メートルの位置に所在し、現況は畑で、作付けはされておらず面積は2筆合計</p>
--	---

	<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>で295㎡です。</p> <p>申請者は現在実家に居住していますが2人目の子供が生まれ、手狭になってきたため新たな住宅の建築を計画しました。</p> <p>そこで父に相談したところ、農振農用地以外の土地で所有している土地は申請地のみであったため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北側の集水桝に集水し、既設道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま。</p> <p>21番から25番の案件について、事務局に補足説明を求めらる。</p> <p>受付番号21番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は粘土採取を行うものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年12月20日から令和4年12月19日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については砂防法の許可見込みがあります。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接の山林と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、令和5年4月1日までに農地として利用できる状態に復元します。</p>
--	----------------------	---

		<p>受付番号22番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年1月10日から令和4年4月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>23番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場兼資材置場をして利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水道、ガスパ管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年1月15日から令和4年3月15日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつ</p>
--	--	---

	<p>いては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>24番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年1月15日から令和4年1月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>25番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供す</p>
--	---

		<p>る見込みについては、令和4年1月4日から令和4年6月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接の宅地と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>21番について、粘土採取を行った後、復元することだが、具体的にどのように復元をするのか。</p> <p>現場は山林化していますが、一体利用地から侵入し木の伐採と粘土採取を行った後、他の事業地から残土などを搬入し埋戻しをする計画になっています。</p> <p>農地復旧について、農地法上は土地の形状など詳細な決まりがなく、農地として利用可能と判断できれば農地として復旧したとみなします。</p> <p>今回の申請の農地復旧は、平場に戻す計画になっています。</p> <p>どれくらい掘削するのか。</p> <p>計画地では10メートル程度掘る計画です。</p> <p>水質検査はしなくてよいのか。</p> <p>市の条例上、土質と水質の検査を事業施行中に定期的に行います。</p> <p>土質と水質の検査は、農地としての検査ではなく環境基準に満たすものかの検査を行い、毎月水質検査と土質検査の際に検体を採取するときに、立ち会うことになっています。</p> <p>例えば、建設残土などが埋められた場合、埋められていることの確認はするのか。</p> <p>毎月の立ち会いの際に、既に埋められているものの確認まではできません。</p> <p>10メートル掘削した場合、9メートルの位置の水質の検査</p>
	会長	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	

	<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>はできるのか。</p> <p>検体の採取方法は決められており、水質の場合は、表面水を採取することになっています。</p> <p>工事施工中に雨水などが流れ出ないように、調整するための池を設け、その調整池の中から検体を採取することになっており、土中の何メートルの位置にある検体を採取するという決まりはありません。</p> <p>条例について、農地の埋め戻しの場合と一体利用地の埋め戻しの場合で決まりがあるのか。</p> <p>土質と水質については、地目の違いはありませんが、工期による違いはあります。条例上の工期は最長で1年間であり、農地法上の工期は原則1年間、3年を限度として延長可能になっています。</p> <p>埋め戻した後は周囲よりも高くなっているのか。</p> <p>部分的には高くなると思われます。</p> <p>雨や風で雪崩が起きることはないか。</p> <p>砂防法上で調整することになっており、埋め戻しをした後、周りに小堤を設置し調整池から水路に排水する計画になっているため、現在、砂防法上の許可の見込みがある状態です。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号について事務局に説明を求める。</p> <p>除外1番について説明します。</p> <p>除外目的は認定こども園を建築するものです。</p> <p>申請地は日進保健センターから北に約100メートルの位置に所在し、現況は田で、面積は2筆合計で5,283㎡です。</p> <p>農業生産基盤整備事業の実施状況については、県営ほ場整備事業日進地区第三工区が昭和49年度に、愛知用水二期事業が平成16年度に完了しています。</p> <p>申請者は令和元年に法人設立し、現在日進市竹の山にて保育を行っています。</p> <p>子供達の学べる環境や職員の働く環境の改善、及び認定こども園の必須条件である子育て支援施設を充実させることなどを考えると、現在の施設では不十分であるため申請に至ったもの</p>
--	--	---

	<p>になります。</p> <p>現在の施設は、3歳から5歳の部屋や遊戯室、医務室などがなく、トイレの数も十分に足りておらず、また職員についても更衣室や休憩室がなく、特に男性職員のトイレがないことは大きな問題となっています。</p> <p>一時保育に関しても、専用の部屋がなく、登録者60名に対して、1日3名までしか受け入れができない状況です。</p> <p>日進市内で候補地を選定したところ、市街化区域内には問題を解決するために必要なまとまった土地がなく、市街化区域内においても平坦かつある程度の面積を有する土地となると、農振農用地の他に適地はなく、やむを得ず選定したものになります。</p> <p>申請地は現在の園からも近く、令和2年度に日進市内に5,945人いる0歳児から5歳児の内、申請地近辺である岩崎町、竹の山、岩崎台に1,441人の該当者がおり、認定こども園の需要は十分にあると思われます。</p> <p>現在の施設は園舎移転が軌道に乗り次第、土地所有者に返還する予定です。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>続いて、除外2番について説明します。</p> <p>申請地は日進市役所から西に約640メートルの位置に所在しており、現況は田で、水稻を栽培しており、面積は345㎡です。</p> <p>農業経営基盤整備事業の実施状況について、県営ほ場整備事業日進地区第五工区が昭和52年度に、県営土地改良総合整備事業日進東部地区が平成12年度に完了しています。</p> <p>申請者は、年中行事である春夏秋冬の例祭をはじめ、新嘗祭、年末年始のかがり火などを執り行っています。</p> <p>平成31年に行った農地転用許可にかかわる新境内地の工事完了後、様々な問題点が発生し、問題を解決するため今回の申請に至ったものになります。</p> <p>祭事場や各種施設の設置場所を集約したため、人や物の安全確保に無理があること、かがり火点灯や左義長まつりなどで北西の風により火の粉や煙が境内に接する市道にまで降り注ぐことが確認され、車の通行に支障をきたすことが懸念されること</p>
--	---

		<p>などの問題がある状況です。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積には支障はないと思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>続いて、除外3番について説明します。</p> <p>除外目的は、駐車場兼資材置場として利用するものです。</p> <p>申請地は日進保健センターから東に約490メートルの位置に所在し、現況は畑で作付けはされておらず、面積は1,459㎡です。</p> <p>農業基盤整備事業の実施状況について、県営ほ場整備事業日進地区第三工区が昭和49年度に完了しています。</p> <p>申請者はガス機器の販売、取り付け並びにガス供給会社から委託を受けてガス機器の定期点検を行っています。</p> <p>活動エリアは、本店所在地の日進市をはじめ、近隣の名古屋市、長久手市、瀬戸市、東郷町等になります。</p> <p>現在の従業員用の駐車場は会社から約1キロ離れた場所にあり、そこから会社まで徒歩で通勤している状況です。</p> <p>従業員の通勤の負担を軽減するため、会社から500メートル以内の場所で駐車場として利用できる場所を選定したところ、条件に合う土地が申請地のみであったため、やむを得ず選定したものになります。</p> <p>また、現在の駐車場は一部を資材置場として使用しているため、その代替地として申請地の一部を使用する計画になっています。</p> <p>申出地周辺における担い手の農地集積には支障なく事業を計画しています。</p> <p>議長 議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>委員 1番の案件について、仮に将来認定こども園が撤退した場合はどうなるのか。</p> <p>事務局 許可を受けた後、登記地目が農地以外の地目になった場合、農地法上は縛りがなくなります。</p> <p>会長 その後の使用方法については、こちらは関与しません。</p> <p>事務局 続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)</p>
--	--	--

		専決1号 3条届出 2件 専決2号 4条届出 2件 専決3号 5条届出 5件 専決4号 18条通知 3件
	会長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
	会長 事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)
	会長	・ 次回の農業委員会 (令和3年12月23日(木)) 午後4時 北庁舎2階 会議室)
	(16:07)	特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 4番委員
 議事録署名者 5番委員